

○大分市特定公共賃貸住宅条例

平成6年12月22日

条例第26号

改正 平成9年6月25日条例第21号

平成9年9月30日条例第29号

平成12年3月28日条例第1号

平成14年9月26日条例第32号

平成16年12月17日条例第44号

平成17年6月30日条例第24号

平成18年3月28日条例第9号

平成19年3月22日条例第11号

平成19年9月28日条例第35号

平成20年3月28日条例第9号

令和元年12月16日条例第53号

令和2年12月15日条例第55号

令和6年6月28日条例第46号

令和7年3月28日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関し、法令に特別な定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定公共賃貸住宅 市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(平成5年法律第52号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、建設し、管理する住宅及びその附帯設備をいう。

(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年

建設省令第16号。以下「省令」という。)第1条第4号に規定する所得をいう。

(3) 共同施設 特定公共賃貸住宅に付設された児童遊園等をいう。

(令6条例46・一部改正)

(設置)

第3条 特定公共賃貸住宅の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(入居者の募集方法)

第4条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者(以下「入居者」という。)を公募するものとする。

2 前項の規定による入居者の公募は、特定公共賃貸住宅の名称、所在地、戸数、規模、構造、家賃、家賃の減額、申込資格、申込方法、公募期日、受付場所、入居者の決定方法、入居開始時期その他必要な事項を、市報に掲載する等の方法により行うものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、災害による住居の滅失、不良住宅の撤去その他規則で定める事由に該当する者については、公募を行わずに特定公共賃貸住宅に入居させることができる。

(入居者の資格)

第6条 入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務先を有する者
- (2) 所得が規則で定める基準に該当する者
- (3) 自ら居住するため住宅を必要とする者で、同居親族等（省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）があるもの
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。ただし、市長が特定公共賃貸住宅の入居について特別の事情があると認める者については、この限りでない。
- (5) その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(平19条例11・平20条例9・令2条例55・令6条例46・一部改正)

(入居の申込み及び決定)

第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で、特定公共賃貸住宅に入居

しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居予定者を決定するものとする。

(入居予定者の選定)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が募集した特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選の方法により入居予定者を選定の上、これを決定するものとする。

(入居予定者の選定の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で規則で定めるものについては、省令第29条の規定に基づき入居予定者を選考の上、これを決定することができる。

- 2 前項の選考を行う場合は、大分市営住宅入居者選考委員会に諮り、その意見を聴くものとする。

(令6条例46・一部改正)

(入居補欠者)

第10条 市長は、第8条の規定に基づき入居予定者を決定する場合においては、入居予定者として決定された者（以下「入居決定者」という。）のほかに、必要と認める数の入居補欠者を、入居順位を設定の上、これを定めることができる。

2 市長は、入居決定者が特定公共賃貸住宅への入居を辞退し、又は正当な事由がなく第12条第3項に規定する入居指定期間内に特定公共賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居決定者を定めるものとする。

3 入居補欠者の資格は、当該特定公共賃貸住宅に入居決定者がすべて入居を完了したときは、消滅するものとする。

(補充入居)

第11条 市長は、特定公共賃貸住宅に空き家を生じた場合において速やかに補充入居を行うため、毎年、補充入居予定者を定めるものとする。

2 第4条及び第6条から前条までの規定は、前項の補充入居予定者について準用する。

(入居の手続等)

第12条 入居決定者は、当該決定のあった日から7日までの期間内に次に掲げる手続を行わなければならない。ただし、市長は、入居決定者がやむを得ない事由により当該期間内に手続を行うことができないと認めるときは、別に期限を指定することができる。

(1) 規則で定める連帯保証人の連署する請け書を提出すること（市長が特別の事情があると認める場合を除く。）。

(2) 第19条に規定する敷金を納付すること。

2 市長は、入居決定者が前項に規定する手続を完了したときは、当該入居決

定者に対し、速やかに特定公共賃貸住宅への入居の許可日（以下「入居許可日」という。）を通知するものとする。

3 入居決定者は、入居許可日から15日までの期間（以下「入居指定期間」という。）内に、特定公共賃貸住宅に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 市長は、入居決定者が、第1項の規定による手続を行わず、又は前項本文の規定による入居指定期間内の入居を行わないときは、当該入居決定者に係る入居の決定を取り消すことができる。

（令6条例46・一部改正）

（家賃の決定及び変更）

第13条 特定公共賃貸住宅の家賃は、法第13条第1項の規定に基づき省令第20条第1項及び第2項に定める方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう規則で定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の民間賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 大規模な改良等に伴い必要があると認めるとき。

（家賃の減額）

第14条 市長は、入居者の家賃の軽減を図るため、家賃の減額を行うことができる。

2 前項に規定する家賃の減額は、前条の規定に基づき定められた家賃と次条の規定に基づき決定された入居者負担額との差額を当該家賃から控除することにより行うものとする。

(平19条例35・一部改正)

(入居者負担額)

第15条 市長は、毎年、家賃の減額を受けようとする入居者の所得等を勘案して、規則で定めるところにより入居者負担額を決定するものとする。

(平19条例35・一部改正)

(減額の申請等)

第16条 入居者は、第14条に規定する家賃の減額を受けようとするときは、規則で定めるところにより家賃減額申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の家賃減額申請書を受理したときは、その内容を審査の上所得を認定するとともに、前条の規定に基づき入居者負担額を定め、家賃の減額を行うことを決定することができる。

3 市長は、前項の規定に基づき家賃の減額を行うことを決定したときは、家賃、入居者負担額その他の必要な事項について、入居者に通知するものとする。

4 市長は、第1項に規定する家賃減額申請書の提出がないときは、当該入居

者に対する家賃の減額を行わないものとする。

(家賃の徴収)

第17条 家賃(前条第2項の規定に基づき入居者負担額が決定されたときは、その額とする。以下この条、次条、第26条、第44条及び第45条において同じ。)は、入居許可日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第26条の規定による明渡しの請求のあったときは、当該明渡しの請求のあった日とする。第3項において同じ。)まで、これを徴収する。

2 家賃は、毎月末日(その日が12月31日であるときは翌年の1月4日とし、月の途中で明け渡した場合にあっては当該明け渡した日とする。)までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

3 入居許可日又は特定公共賃貸住宅を明け渡した日が月の中途であるときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。

4 入居者が第25条に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡し日を認定し、当該認定した日までの家賃を徴収する。

(平9条例21・平19条例35・令元条例53・一部改正)

(家賃の減免等)

第18条 市長は、入居者に天災による被害その他特別の事由があると認める

ときは、当該入居者に対し、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(敷金)

第19条 市長は、入居者から家賃の3月分に相当する額を敷金として徴収する。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、当該入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡すときに、無利息でこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行並びに第22条第4項及び第26条第2項後段の規定による損害賠償金に相当する額があるときは、当該敷金からこれらを控除することができる。

(令元条例53・一部改正)

(修繕の実施)

第20条 市長は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕（畳の表替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕を除く。）を実施するものとする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって当該修繕の必要が生じ

たときは、入居者は、自らこれを行わなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 2 1 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物、不要物等の処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用に要する費用
- (4) 前条括弧書きに規定する特定公共賃貸住宅及び共同施設の軽微な修繕並びに前条ただし書に規定する修繕に要する費用
- (5) 次条第 4 項又は第 2 5 条第 2 項の規定による原状の回復に要する費用
- (6) その他市長の指定する費用

(平 1 9 条例 1 1 ・一部改正)

(入居者の義務等)

第 2 2 条 入居者は、特定公共賃貸住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に使用することができる。

- 2 入居者は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の使用について常に必要な注意を払い、正常な状態においてこれを維持しなければならない。
- 3 入居者は、特定公共賃貸住宅を模様替えする等その原状を変更してはならない。ただし、原状の回復が容易である場合において、市長の承認を得たと

きは、この限りでない。

- 4 入居者は、その責めに帰すべき事由により特定公共賃貸住宅又は共同施設が滅失し、若しくは毀損し、又は前項の規定に違反して原状の変更を行ったときは、直ちに、原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 5 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 6 入居者は、入居の際同居を認められた同居親族等以外の親族等を同居させるときは、市長の承認を得なければならない。
- 7 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。
- 8 入居者は、特定公共賃貸住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、規則で定めるところによりその届出をしなければならない。

(平 20 条例 9 ・ 令元条例 53 ・ 令 6 条例 46 ・ 一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第 23 条 次条に規定する承認を受けた場合を除くほか、入居者は、特定公共賃貸住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(入居の承継)

第 24 条 入居者が同居親族等を残して、死亡し、又は退去した場合等におい

て、同居親族等が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居を希望するときは、当該同居親族等は、規則で定めるところにより、入居の権利の承継について市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(平20条例9・令6条例46・一部改正)

(住宅の検査及び原状回復)

第25条 入居者は、特定公共賃貸住宅の明渡しをしようとするときは、当該明渡しをしようとする日の7日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者（以下「住宅監理員等」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 入居者が第22条第3項ただし書の規定に基づき市長の承認を得て、原状の変更を行ったときは、当該入居者は、前項の検査の時までに、その原状を回復しなければならない。

(令7条例33・一部改正)

(住宅の明渡し請求)

第26条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。

- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上特定公共賃貸住宅を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居親族等が該当する場合を含む。）。
- (6) 第22条（第7項を除く。）、第23条その他この条例の規定に違反したとき。
- (7) その他市長が公益上及び管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。この場合（前項第7号の規定に基づき特定公共賃貸住宅の建て替えのために明渡しの請求をする場合を除く。）において、入居者は、市長の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの期間に係る家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

（平20条例9・令元条例53・令6条例46・一部改正）

（駐車場の管理）

第27条 特定公共賃貸住宅の共同施設として設置された駐車場の管理は、市長がこれを行うものとする。

（平9条例21・追加）

(使用許可)

第28条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(平9条例21・追加)

(使用者の資格)

第29条 駐車場を使用する者は、市長が別に定める場合を除き、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 特定公共賃貸住宅の入居者又は同居親族等であること。
- (2) 入居者又は同居親族等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第26条第1項各号に規定するいずれの場合にも該当しないこと。

(平9条例21・追加、令6条例46・令7条例33・一部改正)

(使用の申込み)

第30条 駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(平9条例21・追加、令7条例33・一部改正)

(使用者の決定)

第 3 1 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居親族等が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(平 9 条例 2 1 ・追加、令 6 条例 4 6 ・一部改正)

(使用の手続)

第 3 2 条 第 3 0 条第 2 項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。

(2) 第 3 5 条に規定する保証金を納付すること。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知するものとする。

5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から 1 5 日以内に

駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平9条例21・追加)

(使用料)

第33条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(平9条例21・追加)

(使用料の変更)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(平9条例21・追加)

(保証金)

第35条 市長は、使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要が

あると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- 3 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「特定公共賃貸住宅」とあるのは「駐車場」と、「並びに第22条第4項及び第26条第2項後段の規定による損害賠償金」とあるのは「及び第36条第2項において準用する第26条第2項後段の規定による損害賠償金」と読み替えるものとする。

(平9条例21・追加、令元条例53・一部改正)

(使用許可の取消し)

第36条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第29条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) その他市長が必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定については、第26条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「特定公共賃貸住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものと

する。

(平 9 条例 2 1 ・ 追加、令元条例 5 3 ・ 一部改正)

(準用)

第 3 7 条 駐車場の使用については、第 2 7 条から前条までに定めるもののほか、第 1 7 条、第 2 2 条第 1 項本文、第 3 項本文及び第 8 項、第 2 3 条並びに第 2 5 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃（前条第 2 項の規定に基づき入居者負担額が決定されたときは、その額とする。以下この条、次条、第 2 6 条、第 4 4 条及び第 4 5 条において同じ。）」とあり、及び「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居許可日」とあるのは「使用開始日」と、「特定公共賃貸住宅」とあるのは「駐車場」と、「第 2 6 条の規定による明渡し」とあるのは「第 3 6 条の規定による明渡し」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「第 2 5 条」とあるのは「第 3 7 条において準用する第 2 5 条」と、「入居の」とあるのは「使用の」と読み替えるものとする。

(平 9 条例 2 1 ・ 追加、平 1 9 条例 3 5 ・ 平 2 0 条例 9 ・ 令元条例 5

3 ・ 令 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(住宅監理員)

第 3 8 条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、並びに特定公共賃貸住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行うため、住宅監理員を置く。

2 前項の住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

(平9条例21・旧第27条繰下)

(住宅管理人)

第39条 市長は、必要があると認めるときは、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

2 前項の住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(平9条例21・旧第28条繰下)

(立入検査)

第40条 市長は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員等に、特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項に規定する検査において、住宅管理員等は、現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該特定公共賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項に規定する検査において、住宅監理員等は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平9条例21・旧第29条繰下)

(入居決定等に関する意見聴取)

第40条の2 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者を決定しようとするとき、又は現に入居している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含

む。) について必要があると認めるときは、第6条第5号、第22条第7項、第24条第2項及び第26条第1項第5号に該当する事由の有無について、大分県警察本部長の意見を聴くことができる。

(平20条例9・追加)

(指定管理者の指定)

第41条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

- (1) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行うに当たり、平等な利用を確保することができる者であること。
- (2) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を効率的かつ適正に行う内容の事業計画書を作成した者であること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による指定は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(平17条例24・追加、令元条例53・一部改正)

(指定等の告示)

第42条 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(平17条例24・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第43条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(平17条例24・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第44条 市長は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを指定管理者に行わせることができる。

- (1) 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (4) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例24・追加)

(罰則)

第45条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(平9条例21・旧第30条繰下、平12条例1・一部改正、平17

条例24・旧第41条繰下)

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平9条例21・旧第31条繰下、平17条例24・旧第42条繰下)

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第21号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第12号により平成12年4月1日から施行)

附 則 (平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第32号)

この条例は、平成１４年１１月２日から施行する。

附 則（平成１６年条例第４４号）

（施行期日）

１ この条例は、平成１７年１月１日から施行する。

（佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置）

２ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に佐賀関町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年佐賀関町条例第１５号）又は野津原町特定公共賃貸住宅管理条例（平成８年野津原町条例第１６号）（以下「両町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大分市特定公共賃貸住宅条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３ 施行日前にした両町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ両町条例の例による。

附 則（平成１７年条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年条例第９号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年条例第１１号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年条例第３５号）

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２０年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第５３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１条中大分市特定公共賃貸住宅条例第２２条第４項、第２６条第１項第３号、第３６条第１項第３号及び第４１条第１項第２号の改正規定、第２条中大分市地域特別賃貸住宅条例第２１条第２項、第３２条第２項第３号及び第４２条第１項第３号の改正規定並びに第３条中大分市従前居住者用賃貸住宅条例第１３条第２項、第２０条第２項、第２８条第１項、第３０条第１項第３号及び第４０条第１項第３号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年条例第５５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年条例第４６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

（平９条例２９・平１４条例３２・平１６条例４４・平１８条例９・

一部改正）

名称	所在地
ベルビュ賀来	大分市賀来南一丁目 1 1 0 8 番地の 1
ベルビュ賀来H8	大分市賀来南一丁目 1 0 7 8 番地の 1
古宮団地	大分市大字佐賀関 2 7 6 番地の 1
リバーサイド新界	大分市大字廻栖野 2 5 3 6 番地